

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	インターネット・ホットラインセンター・日本ユニセフ協会
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>単なる民間団体に過ぎないにもかかわらず、一般からの違法・有害情報の通知を受けて、直接削除要請を行っている、インターネット・ホットラインセンターという名の半官検閲センターが存在している。</p> <p>また、日本ユニセフ協会は、「なくそう！子どもポルノ」キャンペーン等の根拠無く一般的かつ網羅的な表現・情報弾圧を唱える危険な児童ポルノ規制強化プロパガンダに募金を流用し、さらに、2009年6月26日の衆議院法務委員会でも、感情論のみで根拠無く児童ポルノの単純所持規制の導入を訴えるなど、寄付行為に書かれた財団法人の目的を大きく逸脱し、明白に公益を害する行為を繰り返し行い、インターネットにおけるあらゆる情報利用を危険極まりないものとしようとしている。また、最近では自分達に都合の悪いことを書いたサイト主を訴えるなど、国民の実生活にも影響が出ている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>税特別措置法第66条の11の2</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット・ホットラインセンターを廃止する。</li> <li>・日本ユニセフ協会に対して、所管の外務省から公益を害する活動を止めよう改善命令を出す。また、日本ユニセフ協会に対して、新公益法人制度への移行申請において公益認定をしないとするか、あるいは、それ以前に、公益法人及び特定公益増進法人の認定を取り消す。</li> </ul>